

<委託者>

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）

<受託者>

① 社団法人全国労働衛生団体連合会

② 社団法人全日本病院協会

③ 一般社団法人日本人間ドック学会・社団法人日本病院会

} 傘下の医療機関

特定健診等事業の実施における留意事項

平成23年3月

1. 対象者

- 全国建設工事業国民健康保険組合（以下「当組合」という）では、40歳以上の対象者全員に「特定健診受診券」を発券し、39歳以下の方には発券しておりません。
- 当組合員・家族が特定健診を受診する際は、必ず受診券が必要となります。

2. 特定健診の基本項目

- 血糖検査と HbA1c は両方実施（血糖検査は食後であっても実施）
- 基本項目の単価は 6,825 円で全額組合負担です。貴機関が他の契約（医師会等が取りまとめている集合 B 契約等）にも締結している場合は、委託契約書第 6 条 2 項に基づき、安価な単価を優先して請求してください。

3. 詳細な健診項目

- 医師の判断で詳細な健診項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）の判定基準（委託契約書の別紙 4 参照）に該当したうえで医師の判断で実施し、受診者に十分な説明を行い、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述してください（この場合の費用負担は全額組合負担）。

4. 23年度より「追加健診項目」に対する助成（組合負担）は廃止

- 平成 22 年度までは、当組合で定めた「追加健診項目」10 項目について 2,000 円の助成（組合負担）を行っていましたが、23 年度より当助成は廃止となりました。

5. 費用・健診データの送付先は所在地の国保連合会です（支払基金ではありません！）

- 受診券を利用して「特定健診基本項目」・「詳細な健診項目」・「人間ドック」を受診した場合の健

診結果データはXML形式で、費用請求は所在地の国保連合会に送付してください。

- 厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが健診実施の条件となります。
- 当組合では、あらかじめ受診者に「組合指定医療機関リスト」を配付し特定健診・人間ドック・特定保健指導について受診可能な実施機関を○、×で標記し周知しています。この情報は取りまとめ団体から提示された情報を基に作成しています。

6. 人間ドックについて

- 実施機関の定めた内容で人間ドックを実施してかまいませんが、保険者負担上限額 6,825 円を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日、受診者から徴収してください。（詳しくは次項7. 受診券の※3を参照）
- 健診終了後、実施した全ての健診項目を厚労省指定のファイル形式で、所在地の国保連合会に提出すること。（全てを指定ファイル形式に変換できない場合は、基本項目のみの提出だけでも可とする。）

7. 受診券について

当組合の受診券の標記は次項のようになっています

健診内容		実施形態	窓口の自己負担額		保険者負担上限額
			負担額	負担率	
特定健診	基本項目	個別 集団	0円 0円	— —	— — ※1
	詳細項目	個別 集団	0円 0円	— —	— — ※2
その他	追加項目	個別 集団	— —	— —	— —
	評価	生活機能 チェック	—	—	—
		生活機能 検査	—	—	—
	人間ドック	個別 集団	— —	— —	6,825円 6,825円 ※3

※1
基本項目（6,825円）は全額組合負担です。自己負担なし。

※2
国の定めた判定基準で、医師が判断して実施した場合は、全額組合負担です。自己負担なし。

※3

- この欄は一律 6,825 円と表記されます。●実施機関の定めた内容・価格で人間ドックを実施してかまいませんが、6,825 円を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日、受信者から徴収してください。
- 健診終了後、実施した全ての健診項目を厚労省指定のファイル形式で、所在地の国保連合会に、請求区分コード「5」で提出してください。（**全てを指定ファイル形式に変換できない場合は、基本項目のみの提出だけでも可とする。**）
- 受診者は、人間ドックを受診した場合、特定健診基本項目（※1）と詳細項目（※2）の助成は受けられません。

●受診券の有効期限 : 平成24年1月31日

●受診券は6月上旬に、対象者個人宅に配送いたします。
受診券裏面が問診票になっています。
問診票は、事前記入したものを受診日実施機関に提出するよう周知しています。

●受診券を利用した場合の請求区分パターンは、以下の3通りです。

- 請求区分「1」 特定健診基本項目のみ実施
- 請求区分「2」 特定健診基本項目＋詳細項目を実施
- 請求区分「5」 人間ドックを実施

《注意！》

当組合の場合

●左記3とおり以外の請求パターンは存在しません

●（例えば）

「特定健診基本項目＋人間ドック」の請求を国保連合会に提出すると返戻され、誤請求分は実施機関払いとなります。

●人間ドックを実施した場合の請求区分は「5」として国保連合会に請求して下さい。

8. 保健指導について

保健指導で継続指導を実施する際、都度当組合の資格の有無をご確認していただくようお願いいたします。（建設国保脱退後も保健指導を利用していた者が散見されたため）

9. その他 詳細事項は各取りまとめ団体と締結した委託契約書をご参照ください。